

日本共産党の山本伸裕です。知事が議案説明の中で触れられた、水俣病問題への対応についてお尋ねをいたします。熊本県は、特措法で救済対象とされた2万2,816人のうち、16.5%に当たる3,761の方が対象地域外の住民だったと発表しました。

ところが蒲島知事は、定例会見で、「対象地域外に汚染が広がっていたということを科学的に示すものではない」「特措法による救済は、公健法の判断条件を満たさないものの、地域の紛争を終結させるための、政治的救済策である」と発言されました。長年水俣病の被害に苦しみ、誠意ある対応を県に求めてきた方々を突き放すような発言であり、決して看過できません。

まず知事に第一点、基本的な認識の問題についてお尋ねします。知事は、いまだに救済されない水俣病被害者が数多くいらっしゃるという認識はお持ちでしょうか。お答えください。

民間医師団が行った倉岳町沿岸四地区での健診では、特措法対象地域外でありながら全住民の3割に水俣病症状に似た感覚傷害が認められました。また先日鹿児島県出水市で行われた集団検診では、対象地域外に居住していた54人中53人、98%に感覚障害が認められたとのことであります。

なぜこのような状況となっているのでしょうか。それは第一に、水俣病症状に対する認識不足が、地元不知火海沿岸住民の中にさえもあるということです。めまい、ふらつきやしびれなど体の不調がありながらも、年のせいにしてしまう。診断を受けてはじめて「自分の体の異常の原因がやっとわかった」と驚かれるわけです。第二に、水俣病被害を訴える人には「ニセ患者」とのつめたい非難が浴びせられてきた歴史があります。そのため長年苦しみを抱え続けながらも声をあげられなかった方々もたくさんおられます。こういった現状があるから、民間調査団が手弁当で患者救済の掘り起こし活動を続けてきたのです。そうして、特措法対象地域外にも多くの水俣病症状の広がりがあることが明らかになりました。県がまとめた特措法判定結果も、そのことを裏付けています。県は被害者の長年の苦しみにより沿い、汚染がど

ここまで広がっているのか実態をしっかりと調査し、救済に力を尽くすのが、加害者として断罪された立場からすれば当然のことではないでしょうか。

9月11日付熊日新聞の記事を紹介します。「汚染された食品による被害は広がっていても、汚染の広がりには示されていない」と言う県の論理は、被害を矮小化するすり替えではないか。こんな強引とも言える論理がまかり通るのは、大規模食中毒事件の実態解明に不可欠な総合的な住民健康調査がまだなされず、被害の全体像を把握する基本的なデータが少ないことが一因だ。政治学者だった蒲島知事は、理論を豊富なデータで裏付ける実証主義で知られた。教え子の研究発表に対しても、徹底した実証性を強調し、できる限りのデータ収集を求めたと、たびたび著書に記している。その心情からすれば、混迷を重ねてきた水俣病救済策の歴史をどう受け止めているのか。学問的眞実を求め続けてきた学者として、あるいはその理論を実践する政治家として、蒲島知事は内心忸怩たる思いを抱いているのではないかと。そこで2つめの質問ですが、知事は実は内心は、忸怩たる思いでいらっしゃるのでしょうか。おたずねします。

歴代知事の、水俣病への対応はどうだったのでしょうか。1989年、水俣病全国連が、熊本県と被害者救済方法を協議したいと申し入れました。当時の細川知事は「それも一つの方法だ」と、話し合いを進めました。

90年代に入ると、熊本・京都の両地方裁判所が原告勝訴の判断を示し、裁判所から解決勧告が出されました。当時の福島知事は、「地裁判決は国、県も責任を感じるべきだと言ってきた私の主張の延長線上にある」と述べ、国が受け入れを拒否する中、県は勧告を受け入れ、解決に向け協議を始めました。

関西訴訟最高裁判決を受けて、当時の潮谷知事は国に対し、水俣病の判断条件の見直し、沿岸住民の健康調査を提案しています。

こうした3人の歴代知事に共通している姿勢は、被害者の立場に立ち、国に対してものを言い、行動するというものでした。

今回の知事の発言は、歴代知事の中でも一番水俣病に取り組む姿勢が後退

しているのではないかと感じざるを得ません。ぜひ全面決着に尽力されることを求めます。具体的には、不知火海沿岸全住民の健康調査の実施と昭和 52 年判断条件の見直しを国に求めること、司法救済制度の確立に向けた具体的な検討を行うことであります。いかがでしょうか。おたずねします。

(知事答弁後)

現在唯一の救済策は公健法に基づく認定審査のみであります。しかしながら、審査会再開の根拠とされた、不服審査会の当事者は 2004 年の関西訴訟最高裁判決で水俣病だと認められた患者さんであります。最高裁判決で水俣病と認められた患者が、行政の判断では水俣病ではないとされてしまう。このこと自体が異常なことだとは思われませんか。結局、総合的に判断するとは言うものの、現実においては 52 年判断条件に固執し、認定のハードルが依然として実態に合わない高いものになっており、多くの患者切り捨てがまたしても繰り返されようとしています。そんな中で、救済を求めて裁判に立ち上がらざるを得ない方々が 1,000 名を超えました。公式発見からやがて 60 年という長い年月が経過するにもかかわらず、水俣病問題は解決に向かうどころか、さらに混迷を深めようとしているのではないのでしょうか。

私は、知事が繰り返し、言葉の上で強調されているように、すべての水俣病被害者に寄り添い、被害者救済と水俣病問題の解決に向けて、全力をあげて取り組みを強化されることを求めて質疑を終わります。